

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護
施設等の整備に関する事業）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「要綱」という。）の別表の事業区分「4 介護施設等の整備に関する事業」の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象事業）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。

（1）地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

次に掲げる施設等を整備する事業を対象とするが、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

なお、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。

また、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

（ア）対象施設等

- a 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム
- b 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
- c 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員 29 人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- h 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- i 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- j 認知症対応型デイサービスセンター
- k 介護予防拠点
- l 地域包括支援センター
- m 生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づくものに限る。（過疎地域の持続的発展の支援に

関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 83 号）附則第 4 条の適用をうける場合を含む）。以下同じ。）

n 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

o 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設

（イ）整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（（5）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 （開設）	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 （再開設）	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※ 3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※ 1、※ 2 について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、県介護保険事業支援計画及び市町介護保険事業計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、県介護保険事業支援計画及び市町介護保険事業計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工することとする。

(ア) 大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

(イ) 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等

	② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時や既存施設の増床

の際に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費)を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時(再開設時)」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。

- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。

- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

（３）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を対象とする。

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護医療院

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1 人当たりの面積基準については、4 人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての 1 人当たり面積基準は設けず、多床室全体として 1 人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 養護老人ホーム
- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 認知症高齢者グループホーム
- (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を対象とする。

- (ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）
- (イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

（４）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置に係る費用を支援することを目的とする。

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

（ア）対象事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする

- (イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）
 - a 特別養護老人ホーム
 - b 介護老人保健施設
 - c 介護医療院
 - d 養護老人ホーム

- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- (ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、

本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※ 1、※ 2について同上。
改修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(交付額の算定方法)

第3条 別表1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額及び第5欄に定める基準額を比較して最も少ない額を交付額とする。

ただし、「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表1の(5)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額の方に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、第5欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。また、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、別表1の(4)の第1欄に定める事業等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 要綱第3条の規定による申請書に添付すべき書類について、様式第1号の「経費所要額調(別紙1-1)」とあるのは「交付申請一覧表(様式1)」と、「事業計画書」とあるのは「申請額算出内訳(様式2)」と読み替えるものとする。

2 要綱第4条の規定による申請書に添付すべき書類について、様式第1-2号の「経費所要額調書(別紙1-1-2)」とあるのは「申請額算出内訳(様式2)」と読み替えるものとする。

3 要綱第8条の規定による実績報告書に添付すべき書類について、様式第3号の「経費所要額精算書(別紙1-2)」とあるのは「精算額一覧表(様式3)」と、「事業実績報告書」とあるのは「精算額算出内訳(様式4)」と読み替えるものとする。

4 長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第13条第1項後段の規定による実績報告書に添付すべき書類は、年度実績報告書(様式5)とする。

5 要綱第7条第2項の規定による概算払請求書に添付すべき書類は、出来高調書(様式6)とする。

(災害レッドゾーン等からの施設等の移転改築整備等を進めるための取扱い)

第5条 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

(1) 災害レッドゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。

(2) 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工

事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

ア 土砂災害警戒区域又は浸水深 1 メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の（ア）から（エ）の全てに該当すること

イ 浸水深 1 メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の（ウ）及び（エ）に該当すること

（ア）新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

（イ）新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

（ウ）新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

（エ）新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

（３）令和 5 年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、第 2 条（１）アの事業の対象としないこと。

（その他）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附則）

この要領は、平成 27 年度予算から適用する。

この要領は、平成 28 年 1 月 20 日から適用する。

この要領は、平成 30 年度予算から適用する。

この要領は、平成 31 年度予算から適用する。

この要領は、令和 2 年度予算から適用する。

この要領は、令和 3 年度予算から適用する。

この要領は、令和 5 年度予算から適用する。（令和 4 年度からの繰越分を除く。）

この要領は、令和 6 年度予算から適用する。（令和 5 年度からの繰越分を除く。）

別表 1 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分		2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 基準額
地域密着型サービス施設等の整備				地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	予算の範囲内において知事が別に定める額
	・ 地域密着型特別養護老人ホーム	5,280 千円	整備床数		
	・ 小規模な介護老人保健施設	66,000 千円	施設数		
	・ 小規模な介護医療院	66,000 千円	施設数		
	・ 小規模な養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数		
	・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数		
	・ 認知症高齢者グループホーム	39,600 千円	施設数		
	・ 小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数		
	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数		
	・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数		
	・ 認知症対応型デイサービスセンター	14,100 千円	施設数		
	・ 介護予防拠点	10,500 千円	施設数		
	・ 地域包括支援センター	1,410 千円	施設数		
	・ 生活支援ハウス	42,100 千円	施設数		
	・ 緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数		
	・ 施設内保育施設	14,100 千円	施設数		
介護施設等の合築等					
	・ 第2条第1項アの事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム	5,544 千円	整備床数		
空き家を活用した整備					
	・ 認知症高齢者グループホーム	10,500 千円	施設数		
	・ 小規模多機能型居宅介護事業所				
	・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	・ 認知症対応型デイサービスセンター				

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備					
	・ 特別養護老人ホーム	1,330 千円	定員数		
	・ 介護老人保健施設				
	・ 介護医療院				
	・ 養護老人ホーム				
	・ 軽費老人ホーム				

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 基準額
定員 30 名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	予 算 の 範 囲 内 に お い て 知 事 が 別 に 定 め る 額
・ 特別養護老人ホーム	989 千円	定員数		
・ 介護老人保健施設				
・ 介護医療院				
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・ 養護老人ホーム				
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・ 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4, 960 千円	施設数		
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
・ 地域密着型特別養護老人ホーム	989 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・ 小規模な介護老人保健施設				
・ 小規模な介護医療院				
・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・ 認知症高齢者グループホーム				
・ 小規模多機能型居宅介護事業所				
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・ 小規模な介護付きホーム（有料老				

人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600 千円	施設数		
・ 小規模な養護老人ホーム	496 千円	定員数		
・ 施設内保育施設	4,960 千円	施設数		

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分		2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 基準額
既存施設のユニット化改修				特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	予算の範囲内において知事が別に定める額
	「個室→ユニット化」改修	1,410 千円	整備床数		
	「多床室→ユニット化」改修	2,820 千円			
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化					
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修		865 千円	整備床数		
介護施設等の看取り環境の整備				特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費	予算の範囲内において知事が別に定める額
	・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	4,130 千円	施設数		

・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			については同上。 設備整備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。	
共生型サービス事業所の整備				
・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,230 千円	事業所数		

注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎 単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率	6 基準額
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業					
・ 簡易陰圧装置設置経費支援	5,100 千円	知事が認めた台数 (定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	予算の範囲内において知事が別に定める額

※いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 補助率	4 対象経費	5 基準額
介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直	予算の範囲内において知事が別に定める額
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・ 認知症高齢者グループホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積	1/3		

・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
---	---	--

注）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。